

請負工事出来高査定基準

(平成8年3月1日 局長決)

(最近改正 平成24年5月11日 局長決)

- 1 大阪市水道局契約規程第45条に基づく工事請負の既成部分に対する代価の支払いについて、出来高の査定基準は別表のとおりとする。ただし、これにより難いものについてはその都度関係課長等で協議して定める。
- 2 工事費内訳明細書に数量、単価の明示のないもの（「一式」と記載のもの）は、認定によるものとする。
- 3 工事用材料（工事費内訳明細書に単価の明示のあるもの）は、施工の時期に現場に搬入加工を終わり、他に転用し難いと認められるものに限り、検査の上、これを出来形とみなすことができる。
- 4 出来形の査定は、当該工事の監督員が行い、監督員は、その結果を請負人に通知するものとする。
- 5 出来高の査定は、請負人が提出した工事出来高明細書について行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成8年3月1日から施行する。ただし、別表の1は、平成8年4月1日以降の出来高査定から適用し、同日前の出来高査定については、なお従前の例による。
- 2 工事請負代価の部分払の取扱いについて（昭和42年8月7日施設課長決）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日以降契約の工事請負契約について適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月4日以降の出来高査定から適用する。ただし、平成22年4月改定による「機械・電気設備工事積算基準の手引き」を適用せずに設計された工事請負契約にかかる出来高査定については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年5月15日以降の出来高査定から適用する。ただし、「機械電気設備工事等積算基準（平成24年4月）」を適用せずに設計された工事請負契約にかかる出来高査定については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年5月15日から施行する。

別 表

1 土木関係工事

工種		査定基準
土管	工	施工完了し、検査済みのもの 〃
管連絡工		〃
防食継手工		〃
管保護工		〃
弁室類築造工		〃
道路復旧工		〃
付帯工		〃
仮設工(矢板工、覆蓋工、足場工等)		設置及び打込み完了し、検査済みのもの 60%以内
構造物	コンクリート工 型枠工 鉄筋工	施工完了し、検査済みのもの 〃 〃
工場製作品(鋼管、シールド・セグメント等)		① 製作完了し、工場にて検査済みのもの 80%以内 ② 現場に搬入し、検査済みのもの 90%以内 ③ 施工完了し、検査済みのもの 100%以内
共通仮設費		主体工事の出来形率以内 (ただし、積上計上分については、施工完了し、検査済みのもの 100%以内)
現場管理費 一般管理費等		主体工事の出来形率以内 〃
その他上記以外のもの		施工完了し、検査済みのもの 100%以内

2 電気・機械設備関係工事

工種	査定基準
機器費	① 工場にて検査済みのもの ② 現場に搬入し、検査済みのもの ③ 据付が完了し、検査済みのもの
80%以内 90%以内 100%以内	
材料費	① 現場に搬入し、検査済みのもの ② 取付が完了し、検査済みのもの
50%以内 100%以内	
労務費（一般労務費、機械設備据付労務費、技術労務費）	労務費の出来形率以内
直接経費	労務費の出来高率による（特許使用料、水道光熱電力料及び総合運転費を除く）
複合工費	複合工費の出来形率以内
仮設費	【機械設備工事】 機器費及び直接工事費の出来高率による 【電気設備工事】 直接工事費の出来高率による
発生品処分費	発生品処分費の出来形率以内
共通仮設費	直接工事費の出来高率による
現場管理費	直接工事費の出来高率による
据付間接費	機械設備据付労務費及び技術労務費の合計出来高率による
設計技術費	機器費、直接工事費及び間接工事費の合計出来高率による
一般管理費等	工事原価の出来高率による

3 建築関係工事

工種	査定基準
各工種	大阪市「都市整備局関係請負工事出来高査定運用基準」（都市整備局・財政局長決裁）を準用する。